

平成28年7月8日開催 家庭裁判所委員会

「再非行防止に向けた少年審判の運用について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53期)

平成28年7月8日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

今回は「再非行防止に向けた少年審判の運用について」というテーマで、東京家庭裁判所少年部河畑勇裁判官及び水野幸枝主任家庭裁判所調査官から説明がなされました。

以下概要をお伝えします。

1 少年審判事件の手続の流れ

少年保護事件の新受件数は、平成19年は8912件、平成27年は4342件と半分程度に減少していますが、刑法犯少年の再犯者率は、平成19年は30.3%、平成27年は36.4%と上昇しています。そのため、少年審判の運用においても再非行防止が重要な課題となっているとの話がありました。

そして、少年審判事件の手続の流れが説明されました。少年審判事件においては、少年法の趣旨に則り、家裁の調査、試験観察、審判すべての段階で、少年に対する教育的措置が配慮されていることが強調されました。

2 東京家庭裁判所における教育的措置のメニュー

調査の一環として東京家裁で行われている教育的措置のメニューが紹介されました。

(1) 知識付与型

①被害を考える教室（万引きの被害の実情など被害者の視点で考えさせる）、②思春期保健指導（避妊、性感染症などを学ぶ）・薬物乱用防止指導（飲酒、喫煙、薬物が心身に及ぼす影響を知る）、③交通講習（刑事、民事、行政上の責任や遺族の話などを聞く）

(2) 体験学習型

①社会奉仕活動（i 地域美化、ii 老人ホームや乳

児院などでの対人援助、iii 使用済み切手の整理）、② 禅寺（清掃、座禅、講話）

(3) グループワーク型

①保護者の会（思春期の心理の特徴を理解し、コミュニケーションの取り方を練習）、②親子合宿（親子での共同作業を通じて、協調性を滋養）

(4) 就労・学習支援型

①履歴書作成指導・就職面接指導・ハローワーク同行、②学習支援

3 補導委託

自宅に戻せず適当な居住先がないケースや積極的な指導や交流などで社会内での改善の可能性があるケースでは、補導委託を検討するそうです。

補導委託を通じて、周囲の大人に適切に相談できるようになること、困難場面を乗り越えるための問題解決能力を高めることが求められます。

補導委託先としては、飲食店などの職業補導型、更生保護施設、自立援助ホーム、宗教団体があり、少年の抱える課題や性格などを考え、委託先とマッチングすることです。

ゲストスピーカーとして、補導委託先の中華料理店の経営者の方のお話もありました。「心をこめて家族の一員として預かっている。子ども達は親切にされると大人になって気が付くことが多い。何ととっても褒めることが一番」など、体験に基づくお話に皆聞き入っていました。

4 審判における教育的措置

審判では、少年に反省を深めさせ、更生の意欲を持たせるために、以下の工夫をしているそうです。

(1) 出席者の工夫

補導受託者、担任の教師、職場の雇主、保護司な

どに出席してもらおう。

(2) 質問の工夫

非行事実の重みや非行の原因、自己の問題性を自分の頭で考えさせる。

(3) 決定告知の工夫

不処分決定では今後の生活への注意など。保護処分決定では処遇への動機付けなど。少年院決定では立ち直った姿の想起など。

5 質疑応答

(→以下は家庭裁判所の回答)

• 犯罪の種類によって教育的配慮に違いはあるか。

→工夫はしている。例えば、性非行は同じパターンを繰り返すことが多いため、パターンを理解させ、どうしたら繰り返さないか考えさせる、粗暴非行は、怒りをコントロールする方法を学ばせるなど。

• 再犯は、凶悪化することが多いか。

→そうともいえない。万引きを何回も繰り返す少年

もいる。

• 否認や黙秘の場合、教育的措置はとれるか。

→難しいことは確か。ただ、少年は認めることも多い。

• 教育的措置というと、それぞれの立場の人がどういう役割を負っているかわかりにくい。

→例えば、調査官の働きかけと裁判官の働きかけは質的に違うというより、連続していると考えてほしい。

今回は、平成28年12月12日、テーマは、「家事調停における当事者への配慮」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**